

ひと目でわかる

平成30年度税制改正大綱の改正内容一覧表

※本表は「右ページ→左ページ」の順番でお読みください。

	改正前	改正後																																																																																					
解説⇒26～27ページ		<p>(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方がある居住者で、両方合わせて10万円を超えるもの</p> <p>2. 所得金額調整控除額</p> <p>(1) 上記1. (1) の場合 (給与収入(1,000万円が限度) - 850万円) × 10% = 控除額</p> <p>(2) 上記1. (2) の場合 (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円が限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円が限度)) - 10万円 = 控除額</p> <p>※上記の改正は平成32年分以後の所得税、平成33年度以後の住民税について適用</p>																																																																																					
公的年金等控除の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>70万円</td> <td rowspan="2">120万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 330万円未満</td> <td>収入×25% + 37.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td colspan="2">収入×25% + 37.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td colspan="2">収入×15% + 78.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td colspan="2">収入×5% + 155.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額	控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満	70万円	120万円	130万円以上 330万円未満	収入×25% + 37.5万円	330万円以上 410万円未満	収入×25% + 37.5万円		410万円以上 770万円未満	収入×15% + 78.5万円		770万円以上	収入×5% + 155.5万円		<p>1. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>60万円</td> <td rowspan="2">110万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 330万円未満</td> <td>収入×25% + 27.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td colspan="2">収入×25% + 27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td colspan="2">収入×15% + 68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円以下</td> <td colspan="2">収入×5% + 145.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">195.5万円 (上限額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合の公的年金等控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>50万円</td> <td rowspan="2">100万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 330万円未満</td> <td>収入×25% + 17.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td colspan="2">収入×25% + 17.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td colspan="2">収入×15% + 58.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円以下</td> <td colspan="2">収入×5% + 135.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">185.5万円 (上限額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超である場合の公的年金等控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>40万円</td> <td rowspan="2">90万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 330万円未満</td> <td>収入×25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td colspan="2">収入×25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td colspan="2">収入×15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円以下</td> <td colspan="2">収入×5% + 125.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td colspan="2">175.5万円 (上限額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記1～3は、平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税について適用</p>	公的年金等の収入金額	控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満	60万円	110万円	130万円以上 330万円未満	収入×25% + 27.5万円	330万円以上 410万円未満	収入×25% + 27.5万円		410万円以上 770万円未満	収入×15% + 68.5万円		770万円以上1,000万円以下	収入×5% + 145.5万円		1,000万円超	195.5万円 (上限額)		公的年金等の収入金額	控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満	50万円	100万円	130万円以上 330万円未満	収入×25% + 17.5万円	330万円以上 410万円未満	収入×25% + 17.5万円		410万円以上 770万円未満	収入×15% + 58.5万円		770万円以上1,000万円以下	収入×5% + 135.5万円		1,000万円超	185.5万円 (上限額)		公的年金等の収入金額	控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満	40万円	90万円	130万円以上 330万円未満	収入×25% + 7.5万円	330万円以上 410万円未満	収入×25% + 7.5万円		410万円以上 770万円未満	収入×15% + 48.5万円		770万円以上1,000万円以下	収入×5% + 125.5万円		1,000万円超	175.5万円 (上限額)	
公的年金等の収入金額	控除額																																																																																						
	65歳未満	65歳以上																																																																																					
130万円未満	70万円	120万円																																																																																					
130万円以上 330万円未満	収入×25% + 37.5万円																																																																																						
330万円以上 410万円未満	収入×25% + 37.5万円																																																																																						
410万円以上 770万円未満	収入×15% + 78.5万円																																																																																						
770万円以上	収入×5% + 155.5万円																																																																																						
公的年金等の収入金額	控除額																																																																																						
	65歳未満	65歳以上																																																																																					
130万円未満	60万円	110万円																																																																																					
130万円以上 330万円未満	収入×25% + 27.5万円																																																																																						
330万円以上 410万円未満	収入×25% + 27.5万円																																																																																						
410万円以上 770万円未満	収入×15% + 68.5万円																																																																																						
770万円以上1,000万円以下	収入×5% + 145.5万円																																																																																						
1,000万円超	195.5万円 (上限額)																																																																																						
公的年金等の収入金額	控除額																																																																																						
	65歳未満	65歳以上																																																																																					
130万円未満	50万円	100万円																																																																																					
130万円以上 330万円未満	収入×25% + 17.5万円																																																																																						
330万円以上 410万円未満	収入×25% + 17.5万円																																																																																						
410万円以上 770万円未満	収入×15% + 58.5万円																																																																																						
770万円以上1,000万円以下	収入×5% + 135.5万円																																																																																						
1,000万円超	185.5万円 (上限額)																																																																																						
公的年金等の収入金額	控除額																																																																																						
	65歳未満	65歳以上																																																																																					
130万円未満	40万円	90万円																																																																																					
130万円以上 330万円未満	収入×25% + 7.5万円																																																																																						
330万円以上 410万円未満	収入×25% + 7.5万円																																																																																						
410万円以上 770万円未満	収入×15% + 48.5万円																																																																																						
770万円以上1,000万円以下	収入×5% + 125.5万円																																																																																						
1,000万円超	175.5万円 (上限額)																																																																																						

解説⇒27～28ページ

I 個人所得課税

	改正前	改正後																												
給与所得控除の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5万円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>180万円以下</td> <td>収入金額×40%</td> </tr> <tr> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30% + 18万円</td> </tr> <tr> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20% + 54万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>収入金額×10% + 120万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>220万円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	65万円	180万円以下	収入金額×40%	360万円以下	収入金額×30% + 18万円	660万円以下	収入金額×20% + 54万円	1,000万円以下	収入金額×10% + 120万円	1,000万円超	220万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>180万円以下</td> <td>収入金額×40% - 10万円</td> </tr> <tr> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30% + 8万円</td> </tr> <tr> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20% + 44万円</td> </tr> <tr> <td>850万円以下</td> <td>収入金額×10% + 110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成32年分以後の所得税および平成33年度分以後の個人住民税について適用 ※所得金額調整控除の適用については「所得金額調整控除」の欄参照</p>	収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	55万円	180万円以下	収入金額×40% - 10万円	360万円以下	収入金額×30% + 8万円	660万円以下	収入金額×20% + 44万円	850万円以下	収入金額×10% + 110万円	850万円超	195万円
収入金額	給与所得控除額																													
162.5万円以下	65万円																													
180万円以下	収入金額×40%																													
360万円以下	収入金額×30% + 18万円																													
660万円以下	収入金額×20% + 54万円																													
1,000万円以下	収入金額×10% + 120万円																													
1,000万円超	220万円																													
収入金額	給与所得控除額																													
162.5万円以下	55万円																													
180万円以下	収入金額×40% - 10万円																													
360万円以下	収入金額×30% + 8万円																													
660万円以下	収入金額×20% + 44万円																													
850万円以下	収入金額×10% + 110万円																													
850万円超	195万円																													
給与所得者の特定支出控除の見直し	<p>1. 内容 給与所得者が下記2の支出をした場合、下記2の合計額がその年の給与所得控除額の1/2を超えるときは、その超える部分の金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる</p> <p>2. 特定支出の範囲</p> <p>(1) 通勤費 (2) 転居費 (3) 研修費 (4) 資格取得費 (5) 帰宅旅費 (月4回を限度)</p> <p>(6) 図書費、衣服費、交際費等の合計額 (65万円限度)</p>	<p>1. 内容 (同左)</p> <p>2. 特定支出の範囲</p> <p>(1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) 帰宅旅費 (月4回を回数制限撤廃、帰宅のために通常要する自動車燃料費、有料道路料金が追加) (6) (同左) (7) 職務上の旅費 ※上記の改正は平成32年分以後の所得税、平成33年度以後の住民税について適用</p>																												
所得金額調整控除の新設	(新設)	<p>1. 内容 次の場合には、下記2に掲げる金額を給与所得の金額から控除する</p> <p>(1) 給与収入が850万円を超える居住者で、下記のいずれかに該当するもの</p> <p>① 自身が特別障害者 ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する</p>																												

解説⇒24～25ページ

解説⇒25～26ページ